

成田市バスケットボール協会規約

(名 称)

第 1 条 本協会は、成田市バスケットボール協会と称し、協会事務局を千葉県成田市内に置く。

(組 織)

第 2 条 本協会は、成田市内にあるバスケットボールクラブをもって組織する。

(目 的)

第 3 条 本協会は、各加盟団体相互の親睦と融和を保ちバスケットボールの普及振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、次の事業を行う。

- (1) 成田市市民バスケットボール大会の主催
- (2) 県民バスケットボール大会等市外大会の成田市代表選手、役員の選出及び派遣
- (3) 本協会の目的遂行に必要な諸事業

(入 会)

第 5 条 本協会に入会を希望する団体は、理事会の承認を得て入会することができる。

2. 本協会に入会を認められた団体は、代表者として代議員 1 名を選出しなければならない。

(役 員)

第 6 条 本協会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 副 理 事 長 若干名
- (5) 理 事 若干名
- (6) 監 事 2 名
- (7) 事 務 局 若干名

(任期等)

第 7 条 前条 (1) から (7) の役員は総会で選出する。但し、任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 会長は、本協会を代表し会務を統括する。
3. 役員 of 退任等により補欠選出された新役員 of 任期は、前役員 of 残余期間とする。

(顧問)

第 8 条 本協会に顧問を置くことができる。顧問は総会で推挙し会長がこれを委嘱する。但し、任期は別に定めない。

(会議)

第 9 条 本協会 of 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第 10 条 総会は、代議員及び役員をもって構成する本会 of 最高議決機関であり、会長がこれを招集し事業内容、予算、決算、役員 of 選任、会則 of 改正及び理事会 of 必要と認める事項を審議する。なお、総会 of 議長は、会長がこれにあたる。

2. 定期総会は、年 1 回年度始めにこれを招集する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は 3 分の 1 以上 of 代議員 of 請求によりこれを招集する。
4. 総会は、過半数 of 代議員及び役員 of 出席がなければ開くことかできない。
5. 総会 of 議事は、出席者 of 過半数 of 同意をもって決する。なお、可否同数 of ときは、議長がこれを決する。
6. 代議員及び役員は、書面又は代理人に委任することにより議決に参加する事ができる。

(理事会)

第 11 条 理事会は、第 6 条 (1) から (7) の役員をもって構成する。

2. 理事会は、会長が招集し理事長を議長とし会務に必要な事項及び緊急事項を審議執行する。

(会費)

第 12 条 加盟団体は、本協会を維持するために総会で決められた会費を納入しなければならない。

(運営費)

第 13 条 本協会の運営費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費
- (2) 大会開催事業収入
- (3) その他の収入

(会計年度及び報告)

第 14 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

2. 収入決算は、事務局が監事の監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

(その他)

第 15 条 本協会に必要な細則は、理事会で別に定める。

(附 則)

発足 平成 4 年 4 月

改正 平成 5 年 4 月 21 日 (第 2 回総会)

内 規

(入会)第5条 入会の手続きについて

本協会に入会を希望する団体は、成田市内で活動または、市内在住・在勤者で構成されている団体とし、市文化祭大会の実施月の月末まで所定の登録用紙を本協会に提出する。

翌月の理事会にて審査の上、入会の可否の決定をおこなう。

2 登録資格について

登録資格は、上記団体に所属する18歳以上の者とする。ただし、理事会で認めた場合はこの限りではない。なお、虚偽が発覚した場合は、ゲームは没収とし、次回大会への参加資格を失う。

3 メンバーの変更登録について

メンバーの変更登録についても、入会手続き同様、市文化祭大会の実施月の月末まで所定の用紙を本協会に提出する。

(弔慰の取扱い)

本会の役員、理事及び監事の弔慰の取扱いは、次のとおりとする。

弔慰金 10,000円および花輪

その他、会長が認める場合は、この限りではない。

(附則)

平成14年4月27日制定(第11回総会)

平成16年4月16日改定(第13回総会)

平成17年5月14日改定(第14回総会)

平成23年5月2日改定(第21回総会)